

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

R1/5/8 津市立藤水小学校

<p>〈1〉 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合 気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合</p>	<p>〈2〉 大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合</p>
<p>始業前の発令</p> <p>○ <u>午前6時の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、休校とします。</u> ＊ <u>午前6時以降に、警報が解除されても一日休校です。</u> ＊ 警報が解除されていても、通学路が危険な場合等危険が予想される場合は、休校とする場合があります。 ＊ 給食施設が停電により給食が提供できない場合は、午前中の3時間の授業になります。</p>	<p>通常どおり授業を実施します。 ＊ 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。</p>
<p>登下校時の発令</p> <p>① 校内にいる児童を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）</p>	<p>通常どおりの登下校とします。</p>
<p>在校時に発令</p> <p>① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 児童を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 安全に帰宅することが困難である場合（児童）は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において保護します。 ④ 児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、以下を参考に措置を状況により判断します。 (ア) 通常の下校 (イ) 教職員の引率による集団下校 (ウ) 保護者の出迎え、通学路途中での保護者への引渡し、地域等から協力を得た見守り等での下校 (エ) 保護者の出迎えまで学校で保護</p>	<p>通常どおり授業を継続します。</p>

※「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- (1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

いずれの場合も、緊急時連絡方法（メール配信）で学校から連絡します。